相互援助の手引き

邑楽町ファミリー・サポート・センター

相互援助活動について

ファミリー・サポート・センターは、子育ての手助けをしてほしい人と、子育ての手助けができる人が会員として登録し、お互いに援助活動を行い、地域の中で子育てを支え合う組織です。援助の対象となるのは会員と同居している親族で、生後３ヶ月から小学６年生までの児童です。

会員には3つの種類があります。

おねがい会員　　町内に居住または勤務し、育児の援助を受けたい人
まかせて会員　　町内に居住または勤務する20歳以上で、自宅で子どもを預かることができる人、または送迎ができる人
どっちも会員　　おねがい会員と、まかせて会員の両方を希望する人

援助できる内容

センターで行う援助は、あくまでも子どもへの急な手不足を補うものです。長時間の継続的な保育に対応するのではなく、短期的・補助的なものに限ります。

具体的な援助の内容

１．保育施設の保育開始前や保育終了後に子どもを預かること。
２．学校の放課後、または学童保育終了後に子どもを預かること。
３．学校や保育施設までの子どもの送迎を行うこと。
４．会員が冠婚葬祭、病気、外出の際に子どもを預かること。
５．その他、会員の仕事と育児の両立のために必要な援助。

※ 原則として子どもを預かるのは、まかせて会員の家庭ですが、近くの公園で遊ばせることもできます。
※ 子どもの宿泊を伴う活動は行いません。
※ 病気の子どもの預かりや家事援助は行いません。

利用の手順

１．援助が必要になったら、センターに電話で申し込んでください。
２．センターは、依頼内容の条件にあったまかせて会員に連絡し、援助が可能かどうか確認します。
３．援助してくれるまかせて会員が決まったら、おねがい会員に連絡します。
４．おねがい会員とまかせて会員は、援助当日の内容等について事前に打ち合わせ（面談）

を行います。
5．まかせて会員は援助活動が終わったら活動報告書に記入し、おねがい会員は活動報告書の内容を確認してサインまたは押印します。
6．おねがい会員は、援助活動終了後に直接まかせて会員に報酬を支払います。
7．まかせて会員は１ヶ月分の「活動報告書」を翌月の５日までにセンターに提出します。

注１）まかせて会員の調整がつかないことがありますので、ご了承ください。
注２）お申し込みはできるだけ早めにお願い致します。
注３）事前打ち合わせは、お互いを理解するとともに、預けられるお子さんとまかせて会員に親しくなってもらうことも目的としていますので、お子さんと一緒にお越しください。

会員の心得

1．お互いのプライバシーを守りましょう。
2．援助の申込みは、必ずセンターを通して行いましょう。
3．活動中に事故が発生した場合は、速やかにセンターに連絡してください。
4．まかせて会員は、随時子どもの安全を確認してください。
5．依頼した援助内容以外の要望はお受けできません。
6．活動後は活動報告書を作成し、月末締めで、翌月５日までにセンターに提出してください。
7．援助依頼及び活動報告書がないものは、補償保険は適用されません。
8．報酬料金の授受については、規定料金を守ってください。

共通理解

1．事前打ち合わせは、お子さんと一緒に受けてください。
2．約束した時間（開始時間・終了時間）は、必ず守りましょう。
3．援助活動が終了したら、まかせて会員は活動報告書（３部複写）を作成し、おねがい会員の確認をもらい、報酬を受け取り、活動報告書（センター提出用）をセンターに提出してください。
4．食事や、おやつは、アレルギーの有無など会員間で十分に打ち合わせを行ってください。
5．援助活動実施中に生じたトラブルは、会員相互において解決してください。

報酬額基準

援助活動の時間終了後、活動時間や内容に応じた報酬を「おねがい会員」から直接「まかせて会員」へ支払います。交通費（ガソリン代）やミルク代・食事・おやつ代等は料金とは別に実費を支払います。

報酬基準額

活　動　日	活動時間帯	報酬基準額 （１時間当たり）
平日（下記以外の日）	８時から18時まで	700円
	上記以外の時間	800円
土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の１月３日までの日	８時から18時まで	800円
	上記以外の時間	900円

≪備考≫

※１時間未満の端数が生じたときは下記の通りとします。ただし最初の１時間までは１時間として算定します。

①30分以内・・・・・・・・・報酬基準額の２分の１に相当する額

②30分を超え１時間まで・・・報酬基準額

※同時に２人以上の援助を依頼する場合は、２人目以降は報酬基準額の半額とします。

※報酬額を算定する時間は下記の通りとします。

対象児童が「おねがい会員」と共に「まかせて会員」の自宅に到着した時間から
または「まかせて会員」が援助を行うために自宅を出た時間から

↓

「おねがい会員」が対象児童を迎えに「まかせて会員」の自宅に到着した時間まで
または「まかせて会員」が援助を終了し自宅に到着した時間まで

※取り消しの場合は次の通り「おねがい会員」が支払います。

①当日取り消し・・・・・・・報酬基準額×利用申請時間の半額（予定利用料の半額）

②無断取り消し・・・・・・・報酬基準額×利用申請時間の全額（予定利用料の全額）

③前日までの取り消し・・・・無料

※交通費（ガソリン代）は下記の通りとします。

①町内 200 円

②町外 10㎞ 未満 300 円、以降 10㎞ 超えるごとに 100 円加算

「まかせて会員」が対象児童を迎えに自宅を出た時から、援助を終了し自宅に到着するまでの距離で計算します。

補償保険制度について

万が一の事故に備えて、会員はサービス提供会員傷害保険、賠償責任保険、依頼子供傷害保険、研修・会合傷害保険に加入します。保険料はセンターが負担します。

≪サービス提供会員傷害保険≫

まかせて会員が、保育サービスの提供中や、保育サービスを提供するために自宅と、おねがい会員の子ども宅や保育所等への往復途上（自宅との通常経路）において事故等により傷害を被った場合に補償します。

保険金の種類	補償額	その他
死　　亡	５００万円	事故日より １８０日以内の死亡
後遺障害	障害の程度により ２０万円～５００万円	事故日より １８０日以内の後遺障害
入院（日額）	３０００円	事故日より １８０日を限度
手　　術	３０００円×10倍（入院中）、5倍（入院中以外）	事故日より １８０日以内の手術
通院（日額）	２０００円	事故日より １８０日以内で９０日を限度

（補償例）

※ まかせて会員が、子どもの食事を調理中にやけどをした。

※ まかせて会員が、子どもを預かりに行く途中に自動車事故にあってケガをした。

≪賠償責任保険≫

まかせて会員が、保育サービスの提供中に他人（おねがい会員の子どもを含む。まかせて会員と同居の親族を除く）の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金等を補償します。

事　　由	補償額（限度額）
対人対物賠償 （１事故につき）	２億円
初期対応費用	１０００万円
訴訟対応費用	１０００万円
現金・預かり品	１０万円

（補償例）

※ まかせて会員の不注意でお湯がこぼれ、子どもに大やけどをさせてしまったことにより賠償請求を受けた場合。

※ まかせて会員が提供（調理）した食事やミルクが原因で、子どもが食中毒を起こしたことにより賠償請求を受けた場合。

※ おねがい会員から預かったベビーカーを破損してしまったことにより賠償請求を受けたた場合。

≪依頼子供傷害保険≫

おねがい会員の子どもが、保育サービスを受けている間に事故等により傷害を被った場合に、まかせて会員の過失の有無にかかわらず補償します。

保険金の種類	保険金額（補償額）	備　　考
死　　亡	３００万円	事故日より １８０日以内の死亡
後遺障害	障害の程度により １２万円～３００万円	事故日より １８０日以内の後遺障害
入院（日額）	３０００円	事故日より ３０日を限度
手　　術	３０００円×10 倍（入院中）、×5 倍（入院中以外）	事故日より １８０日以内の手術
通院（日額）	２０００円	事故日より １８０日以内で９０日を限度

（補償例）

※ 子どもが階段から落ちてケガをした。
※ 子どもが犬にかまれてケガをした。
※ 子どもが自動車事故に遭いケガをした。
※ 子どもが熱中症になった。

≪研修・会合傷害保険≫

ファミリー・サポート・センター及びセンターを設置する自治体が主催する研修・会合等に参加している間や、自宅と会場の往復途上（通路経路）において、事故により傷害を被った時に補償します。

保険金の種類	保険金額（補償額）	備　　考
死　　亡	５００万円	事故日より １８０日以内の死亡
後遺障害	障害の程度により ２０万円～５００万円	事故日より １８０日以内の後遺障害
入院（日額）	３８００円	事故日より １８０日を限度
手　　術	３８００円×10倍（入院中）、× 5倍（入院中以外）	事故日より １８０日以内の手術
通院（日額）	２３００円	事故日より １８０日以内で９０日を限度

（補償例）

※ 参加者が、研修会場で転倒してケガをした。

※ 参加者が、研修会場に向かう途中に自動車事故にあってケガをした。

※ 研修会場での一時預かり中に、子ども同士がぶつかりケガをした。

邑楽町ファミリー・サポート・センター会則

（名称）
第１条　本会は、邑楽町ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）という。

（事務所）
第２条　センターは、事務所を子ども支援課内に置く。

（目的）
第３条　センターは、育児の援助を受けたい者と育児の援助を行いたい者を会員として登録し、会員同士が育児に関する相互援助活動を行い、仕事と育児を両立できる環境を整備することにより労働者の福祉増進及び児童福祉の向上を図ることを目的とする。

（事業）
第４条　センターは、次の事業を行う。
（１）　会員の募集、登録その他の会員組織に関すること。
（２）　相互援助活動の調整に関すること。
（３）　相互援助活動に係る講習及び指導に関すること。
（４）　会員間の交流に関すること。
（５）　関係機関との連絡調整に関すること。
（６）　広報に関すること。
（７）　その他センターの運営に関して必要なこと。

（会員）
第５条　会員は、育児の援助を受けたいおねがい会員と援助を行うまかせて会員、及びその両方を兼ねるどっちも会員とする。
２ おねがい会員は、町内に居住又は勤務する者で、センターの趣旨を理解し、育児の援助を受けたい者とする。
３ まかせて会員は、次に定める要件に該当し、育児の援助を行いたい者とする。
（１）町内に居住又は勤務する 20 歳以上の育児援助の意欲を有する者で、自宅で安全に児童を預かることができる者。ただし学生は不可とする。
（２）センターが開催する講習会を受講できる者。
４ どっちも会員は、前２項及び３項の両方に該当する者とする。

（入会）
第６条　センターに入会しようとする者は、入会申込書を提出し、センターに登録しなければならない。
２ 会員は、入会に際してセンターの実施する講習を受けなければならない。
３ センターは、前項の承認を受けた会員に対し会員証を発行する。

（退会）
第７条　会員が退会しようとするときは、退会届をセンターに届け出なければならない。
２ 会員は退会するときは、前条の規定により発行された会員証を返還しなければならない。

（アドバイザー）

第８条　事業の円滑な実施を図るためにセンターにアドバイザーを置くものとし、町長が必要と認めた場合はサブリーダーを置くことができる。

２ アドバイザーは、第４条に規定する事業の実施に当たるほか、次に掲げる業務を行う。

（１）会員の募集及び登録

（２）サブリーダーの育成指導

（３）会員間の相互援助活動の調整

（４）会員間のトラブルへの助言

（５）会員に対する講習会及び交流会の実施

（６）センターの経理事務等

（７）その他業務運営に関すること。

３ サブリーダーは、アドバイザーの補佐を行うものとする。

（相互援助活動の内容）

第９条　相互援助活動の内容は、概ね生後３か月の乳児から小学６年生までの児童を対象とし、次に掲げるものとする。

（１）保育施設の保育開始前又は保育終了後に対象児童を預かること。

（２）学校の放課後、対象児童を預かること

（３）保育施設や学校等への対象児童の送迎を行うこと。

（４）会員が冠婚葬祭、病気、外出の際に対象児童を預かること。

（５）その他会員のため、必要と認められる育児援助を行うこと。

２ 児童等を預かる場合は、原則としてまかせて会員の自宅において行うものとする。ただし、会員相互の合意があるときはこの限りではない。

３ まかせて会員が対象児童を預かる場合は、原則として１人又はその兄弟姉妹までとする。

４ おねがい会員は、まかせて会員に、申し込みに係る援助内容以外の援助を求めてはならない。

５ 宿泊を伴う援助活動は、原則として行わないものとする。

（相互援助活動の実施方法）

第10条　おねがい会員は、援助を必要とする場合は、アドバイザー（又はサブリーダー）に援助の申込みをするものとする。

２ おねがい会員から申込みを受けたアドバイザー（又はサブリーダー）は、援助の内容、日時等を詳細に確認し、援助活動依頼受付簿に記載するとともに、登録会員の中からまかせて会員を選考し、当該おねがい会員に紹介する。

３ 前項のおねがい会員及びまかせて会員は、援助内容について事前に十分な協議を行い、援助の実施を相互に決定するものとし、おねがい会員又はまかせて会員は、協議の結果により援助の実施を拒否することができる。

４ まかせて会員は、援助実施後、相互援助活動実施報告書に援助の実施内容を記入し、おねがい会員の確認を受けなければならない。

５ まかせて会員は、相互援助活動実施報告書を翌月５日までにセンターに提出するものとする。

（報酬等）

第11条　おねがい会員は援助活動終了後に別に定められた基準に従い、まかせて会員に対し報酬を支払うものとする。

（会員の遵守事項等）
第12条　会員は、援助活動により知り得た個人又は家庭の事情等を他人に漏らしてはならない。退会後においても同様とする。
2 まかせて会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
（1）援助活動中の子どもの安全確保に努めなければならない。
（2）援助活動中の子どもに異常を認めたときは、そのおねがい会員に連絡するとともに、状況に応じた適切な処置を取らなければならない。
（3）援助活動中は常に会員証を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 おねがい会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
（1）利用が不確定な予約及びこれによる予約の解除は慎まなければならない。
（2）事前に協議及び確認した事項に変更が必要な場合は、速やかにまかせて会員に連絡しなければならない。
（3）援助活動に必要な物品等は、原則としておねがい会員が準備しなければならない。

（事故への対処）
第13条　援助活動中に生じた事故による損害については、会員間で解決するものとする。
2 前項の事故が生じた場合は、速やかにセンターに報告するものとする。
3 会員は、援助活動中の事故に備え、補償保険に一括して加入するものとする。

（会員の登録）
第14条　会員の登録に関しては、１年ごとに更新・整理するものとする。

（会員登録抹消）
第15条　センターは、会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、その会員登録を抹消することができる。
（1）この会則に違反した場合
（2）故意又は重大な過失によりセンターに損害を与えた場合
（3）援助活動に必要な適格性を欠くと認められる場合
（4）その他、会員としてふさわしくない行為があった場合

（その他）
第16条　この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則
この会則は、平成29年12月1日から施行する。

邑楽町ファミリー・サポート・センターの個人情報保護に関する基本方針

当センターは、ファミリー・サポート・センター事業の遂行のため、会員登録などの機会をとおして皆様から個人情報を提供していただいております。

提供していただいた個人情報を保護することは、当センターの基本であるとともに、社会的責務であると考えています。当センターは個人情報保護法令を遵守して、個人情報を適正に取り扱ってまいります。

１．個人情報の取得

当センターは、十分な安全管理措置を講じたうえで、邑楽町ファミリー・サポート・センター会則のセンター事業、業務及び相互援助活動上必要な範囲で、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

２．個人情報の利用目的

当センターは、取得した個人情報を、邑楽町ファミリー・サポート・センター会則のセンター事業、業務及び相互援助活動の遂行に必要な範囲内で利用します。その他の目的に利用することはありません。

上記の利用目的の変更は、相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲においてのみ行い、変更する場合には、その内容を各個人に対し、原則として書面等により通知します。

３．個人データの安全管理措置

当センターは、個人データの漏洩、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、正確性・最新性を確保するために必要かつ適切な措置を講じ、万が一、問題等が発生した場合は、速やかに適切な是正対策をします。

４．個人データの第三者への提供

当センターは、相互援助活動に必要な個人情報を、当該相互援助活動を遂行する提供会員・依頼会員に提供する以外は、、以下の場合を除きご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

１）法令に基づく場合

２）災害等による人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（災害及び事故時の安否情報の確認）

３）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（伝染病、児童虐待情報など）

４）国及び地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（犯罪調査の協力等）

５）問い合わせ先

不明な点は、下記にお問い合わせください。

照会者が本人であることを確認したうえで、対応させていただきます。

問い合わせ先

〒370-0692　邑楽町大字中野 2570-1

邑楽町役場 子ども支援課　TEL 47 - 5048（直通）

邑楽町ファミリ-・サポート・センター

〒３７０－０６９２　　邑楽町大字中野２５７０－１
邑楽町役場　　子ども支援課内
TEL：０２７６－４７－５０４８
開設時間：月曜日～金曜日　８時３０分～１７時